

備前市監査委員告示第2号

平成25年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成25年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年4月22日

備前市監査委員 大田 淳 一
備前市監査委員 掛谷 繁

所 管 部 署	危機管理課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
備前市防犯灯設置事業補助金について、実績報告書の施工期間が交付申請書に添付された施工予定期間より前になっていた。また、交付申請書が防犯灯を設置しようとする日の7日前までに提出されていないものが見受けられた。備前市防犯灯設置事業補助金交付要綱に基づき、期限内の提出を遵守するよう申請者に対して指導されたい。また、要綱による申請書の提出期限の遵守が困難な場合は、実情に応じた補助金交付要綱等に改正するよう検討されたい。	随時の取組としては、施工期間については決定通知書を送付する際、書面にて申請者へ周知するよう指導しています。また、申請日については、書類を受理する際に確認し、訂正がある場合は、口頭にて事業内容を説明し、再度、申請をするよう指示を行っています。

所 管 部 署	財政課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
複写機の使用料等の諸収入を徴収しているが、保管の責務や事務量の軽減の観点から、諸収入の収入方法を検討されたい。また、備前市会計規則に基づき公金と私有金が混同しないよう会計管理者からのつり銭借用について検討されたい。	使用頻度の高い所属では自身で直接収入するよう依頼した結果、財政課の収入額は昨年度の3分の1程度に減少しました。また、利用者から直接使用料を受け取るケースがほとんどないため、つり銭の借用は不要と判断いたしました。
物品管理システムが新システムへ移行されたことに伴い、新システムでの備品番号と現在備品に添付されている備品シールの備品番号とは突合できない状況であった。固定資産を实査し、備品の現物と備品台帳との突合を行われたい。	各所属で現有備品と台帳との照合を行い、新しい備品シールを発行するとともに、他部署に移動した備品、既に廃棄された備品、未登録の備品等を確認し、台帳整理を行いました。

所 管 部 署	産業振興課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
サマーフェスティバル、三石夏祭りについて、どちらも備前東商工会が補助金申請を行っていた。本来は、各実行委員会が主体となって実施されている事業なので、補助金申請は実	平成26年度から、サマーフェスティバルについては吉永町サマーフェスティバル実行委員会が、三石夏まつりについては三石夏まつり実行委員会が補助金交付申請を行いま

行委員会が行うよう改められたい。	した。
有害鳥獣駆除実施状況報告書について、本庁、日生総合支所、吉永総合支所での市確認方法が各々のやり方になっていた。同一の業務からしても、本庁、日生総合支所、吉永総合支所全てにおいて事務の統一を図られたい。また、本庁においては、報告書の確認者欄が空欄となっていた。誰が確認を行ったのか、後からみてもわかるように適正に事務処理されたい。	本庁・日生総合支所・吉永総合支所で様式の統一と確認欄の記入を行っています。
有害鳥獣駆除実施報告書について、鉛筆書きのもの、市記入欄が空欄のもの、様式が違うものがあつた。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。	様式の統一等、適正に記入し事務処理を行っています。
備前市有害鳥獣駆除事業補助金について、交付申請書に補助金の対象とする期間の記載方法が、備前、日生地区は同一の書き方であったが、吉永地区は記載方法が違っていた。駆除期間があるので、備前市有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。	備前市有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理を行っています。

所 管 部 署	総務課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
職員採用試験に係る試験問題集の貸与等に関する委託契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。	平成 26 年度委託契約において、別紙契約書（写）のとおり、契約者名に「備前市」を記載し、適正な契約を行いました。
職員厚生費（職員部活動）補助金交付申請書の記入に当たって、交付申請額が全て未記入であった。補助金交付申請額に記入すべき金額について申請者に指導され、備前市職員部活動補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理されたい。	指摘を受けた事項については、申請者に交付申請金額を記載するように指導した。平成 26 年度以降についても引き続き指導する。

所 管 部 署	農業委員会
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
公印の使用記録や管理者の確認について、電子データとして記録、管理していた。備前市公印規則では、公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない、と規程されているが、電子データでの記録、管理では、公印使用の都度、公印管理者の承認を受けていたことを証することが難しく、適正な管理が行われていたとはいいがたい。必要事項を記載した公印記録簿を使用し、手書きや管理者の押印による管理を検討され、備前市公印規則に基づき、適正に事務処理されたい。	指摘のあった事項について、平成 26 年度から公印使用簿の仕様を変更し、使用者の手書きや管理者の押印に変更している

所 管 部 署	日生総合支所管理課
---------	-----------

【指摘事項】	措 置 状 況
市有財産の貸付を備前市所管課長と締結していた。市有財産を貸し付けるべき事業主体を把握され、契約締結の必要性を検討されたい。	ご指摘により、検討し 26 年度から契約締結を行っておりません。

所 管 部 署	保健課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
郵券等受払簿について、二人体制での確認となっていなかった。郵券は現金に準ずる金券であることから、平成 24 年度会計事務等説明会において呈示された郵券等受払簿の新様式を導入するなど、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。また、長期間使用していない郵券を保有している状況が見受けられた。郵券は現金に準ずる金券であることから、保有の必要性を検討され、保管の責務や事務量の軽減を図られたい。	郵券等受払簿の様式を新様式とし、確認体制を強化した。また、使用頻度の少ない小額の郵券については、消費税増税後の差額追加などで積極的に使用して残数の減少を図り、必要最小限の保有に努めている。

所 管 部 署	まち整備課（架橋建設係）
---------	--------------

【指摘事項】	措置状況
<p>日生頭島線橋梁技術支援業務委託について、契約書では主任技術者を届け出ることとなっているが、現場代理人等選任届では管理技術者が選任されたこととなっていた。契約に基づいた適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>26年度業務からは、契約に基づいた適正な事務処理をおこなっています。</p>

所管部署	吉永総合支所管理課
------	-----------

【指摘事項】	措置状況
<p>備前市山村振興事業補助金について、補助事業等実績書の審査結果欄に記入がなかった。また、補助事業等交付申請書、補助事業等実績書に収受印がなかった。備前市山村振興事業補助金交付要綱及び備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>指摘を受けた事項については、不注意によるもので補助事業等実績書の審査結果欄に記入、補助事業等交付申請書及び補助事業等実績書に収受印について、記入また収受印を押印しました。今後について備前市山村振興事業補助金交付要綱及び備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理を行うように注意します。</p>
<p>備前市山村振興事業補助金の支出調書について、領収書日付と添付されている領収証の日付が違っているもの、領収証に収入印紙が添付されていないもの、支出調書の日付が漏れているものが見受けられた。また、補助事業等実績書の添付書類として提出された監査報告書について、収支決算書作成時点では未収入や未購入の状態であるにもかかわらず、収支決算書が作成され、歳入歳出整理簿についての監査結果は、正確かつ適正であるとされていた。また、収支決算書には、決算日以降に購入したものを支出として取扱い、決算日以前に通帳に預金利息がついたものを翌年度に計上しており、それぞれの日付には整合性がなかった。補助金の支払方法や精算時期を検討されるとともに、備前市山村振興事業補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理されるよう八塔寺ふるさと交流まつり実行委員会へ指導を徹底されたい。</p>	<p>指摘を受けた事項のほとんどについては、不注意による誤りやチェック機能が果たされていないことによるもので、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支出調書の領収書と、添付している領収証の日付の違いは整合し整理しました。 ②領収書に収入印紙がないものについては、印紙を貼っていただき整理しました。 ③支出調書の日付漏れについて整理しました。 ④本事業は補助金を前提に事業実施をしていたため、前払いで200千円受領し、支払できるものは順次支払し、実績報告書を提出し確定通知後に補助金請求書を提出、補助金の残り450千円を受領した後に精算するしか方法がなかったため、収支決算書作成時点では未収や未購入の状態にもかかわらず、収支決算書を作成してしまいました。また、決算日以前の預金利息については前年度（平成24年度）事業完了後の預金利息のため、平成25年度へ計上せざるを得なかったた

	<p>めです。 今後については、補助金の支払方法や精算時期を検討し、適正に事務処理を行うように徹底します。なお、平成26年度では補助金の全額を概算払いで受領し、事業を実施しています。</p>
--	---